

平成 24 年度
名護市教育委員会重点施策

名護市教育委員会

平成 24 年 2 月 9 日

目次

I	はじめに	1
II	基本方針	1
III	教育委員会の全体的な重点目標	2
IV	重点施策	3
第1	教育行政	3
第2	学校教育	3
第3	社会教育	5
第4	文化行政	6
第5	中央公民館	6
第6	社会体育	7
第7	中央図書館	8
第8	博物館	8
第9	市民会館	9

I はじめに

本市を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化等の社会の変化とそれらを背景とした人間関係や地域における連帯意識の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。そのような中で、教育面では、児童生徒のスポーツや文化活動などで活躍が見られる一方で、学力低下や不登校・いじめなどの問題行動や夜型社会の弊害による生活リズムの乱れなどの状況が見られます。また、子供たちの多様な体験活動機会の減少が見られ、ゲームや携帯電話やパソコンなど、ネット社会による新たな教育課題が出てきています。

県では、平成 24 年度から沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（仮称）と学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅢ」が実施され、自信と誇りを持ち、優しさと潤いに満ちた沖縄県づくりの推進や、時代の変化に柔軟に対応し、何事にも臆することなく夢に向かって挑戦し続ける人間の育成に向けて動き出しています。

国内では、昨年小学校で新学習指導要領が完全実施され、平成 24 年度からは中学校でも完全実施されます。

本市教育委員会の重点施策は、様々な課題を抱える中で、その課題解決に向けて国や県の新しい制度や施策をふまえつつ、本市教育の振興の新たな展望を切り拓くため、重点的に取り組む施策を掲げ、取りまとめを行ったものであります。

II 基本方針

名護市では、平成 21 年 3 月に「第 4 次名護市総合計画」を策定し、本市の将来像の実現に向けた長期的な方向を示すとともに、本市教育委員会では、平成 21 年 7 月に同計画を踏まえて「名護市教育基本計画」を策定し、平成 21 年度から平成 25 年度までの具体的な施策を示しました。

平成 24 年度教育委員会重点施策は、同総合計画及び同基本計画と「平成 24 年度名護市重点施策」との整合のもと策定を行い、平成 23 年度に制定した「名護市教育の日」（11 月第 3 日曜日）の趣旨・目的も踏まえたものとなっています。

教育委員会の役割・使命を確認した上で、子どもを主体とした教育の本質を見つめ直し、より良い教育・学習環境を提供していくことを基本方針として、次の施策を重点的に取り組んでまいります。

Ⅲ 教育委員会の全体的な重点目標

本市教育委員会では、教育に関する施策で様々な事務事業を行っている一方で数々の課題も抱えている。平成24年度においては、特に次の重点目標を掲げ、教育委員会総力を挙げて取り組んでいく。

- 1 「名護市教育の日」の推進
- 2 児童生徒等の学力・体力向上の推進
- 3 小中一貫教育校緑風学園における小中一貫教育の推進
- 4 複式学級の課題解消に向けた取組
- 5 「早寝・早起き・朝ごはん」等の家庭教育支援事業の推進
- 6 学校・家庭・地域連携事業の推進
- 7 重要文化財・天然記念物の保存事業の推進
- 8 老朽化した教育施設等の新增改築の推進
- 9 新博物館建設の推進

IV 重点施策

第1 教育行政

1 目的

教育基本計画（平成21年7月1日策定）の基本理念及び基本計画などを基本に、教育委員会の全体的な重点課題等も踏まえた上で、各重点施策の実現に向けた必要な諸条件の整備を図るため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 教育環境の整備と支援の充実

- ・ 効率的組織運営を図るため、予算の適正配分と適正配置による人事で教育委員会事務局の円滑なる事業の推進
- ・ 「子ども夢基金」の活用範囲の拡充による子どもたちの夢の実現の後押し
- ・ 児童生徒等の文化・スポーツ活動における大会派遣に対する支援の継続
- ・ 「名護市教育の日」（11月第3日曜日）をとおして市民の教育に対する意識と関心を高め、学校・家庭・地域、社会全体での教育力向上の気運を構築
- ・ 学校給食における安全な食材の使用・地産地消の推進
- ・ 義務教育下における多子世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き3人目以降の学校給食費無料化を継続（名護市立学校給食費補助金）
- ・ 学校給食施設再整備に向けた取組

(2) 学校教育施設の整備・充実

- ・ 屋部小学校老朽校舎の改築工事
- ・ 真喜屋小学校老朽屋内運動場の新增改築工事
- ・ 東江小学校老朽校舎等の改築計画策定
- ・ 適切な管理による安全・安心な教育施設・場所の提供
- ・ 学校施設を活用した保育や学童クラブ事業の展開

第2 学校教育

1 目的

生きる力を育む教育を目指すために、学校、家庭、地域社会における基本的な生活習慣の形成を基盤として、確かな学力の定着を図る。また、安全で安心して学ぶことのできる教育環境の中で、自他の生命を尊重し、他者を思いやることのできる豊かな人間性を身につけさせ、一人ひとりの個性や能力の伸長に向けて、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 確かな学力を身に付けさせる教育の推進

- ・ 教職員の資質向上を目指し、課題を明確にした研修会の実施
 - ・ キャリア教育の充実
 - ・ 市学力向上推進委員会（仮称）の取組の充実
 - ・ 市指定研究校等の支援及び研究成果の普及
 - ・ 学習指導支援者の効果的な配置
 - ・ 英語教育における名桜大学及び理科教育における沖縄工業高等専門学校との連携
- (2) 児童生徒理解に基づく教育の推進
- ・ 生徒指導と学級経営の充実を目的とした教職員への研修会の実施
 - ・ 教育相談業務の充実と福祉部門との連携を深める
 - ・ 児童生徒の日常的な諸問題に対する予防・解決のための関係機関との連携を図る（中学校区ごとのネットワークづくりの充実と「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進）
 - ・ 適応指導教室（あけみお学級）を中心とした不登校児童生徒への支援
 - ・ 生徒指導支援者の効果的な配置
- (3) 自立や社会参加への基礎を培う教育の推進
- ・ 特別支援教育の充実を目的とした教職員への研修会の実施
 - ・ 特別支援教育支援者等の効果的な配置
 - ・ 就学指導体制を含めた、特別支援教育の校内体制の充実
 - ・ 学校現場においてソーシャルスキルを高める「学級とうや」の積極的な開催
- (4) 心豊かな人間性を育む心の教育の推進
- ・ 道徳教育と他の教育活動との関連を明確にした道徳授業の充実
 - ・ 命のつながりを育み、心に響く人権・平和教育の充実
- (5) 国際社会に対応できる人材の育成
- ・ 外国語指導助手（A L T）の効果的な配置
 - ・ 中学生海外短期留学派遣事業の推進
- (6) 情報通信技術（I C T）を活用した教育の推進
- ・ 情報教育を推進に関する情報モラル等の研修会の実施
 - ・ I C Tを活用した「参加する授業」及び「わかる授業」の実践報告会の開催
- (7) 小中一貫教育校緑風学園における小中一貫教育の推進
- ・ 教育課程特例校制度導入（英語科設置）による英語教育の推進
 - ・ 小規模特認校制度導入（市内全域からの児童生徒募集）による児童生徒増の推進
 - ・ A L T、J T Eの非常勤講師の配置
- (8) 複式学級の課題解消へ向けた取組
- ・ 新たに発生した安和小・屋我地小の複式学級について、その在り方を検討
 - ・ 源河小及び中山分校について、保護者地域との合意形成

- (9) 教育研究所の充実
 - ・ 21世紀を生き抜いていける資質や能力を備えた人材育成を図る
 - ・ 教科指導力、学級経営力、組織運営力など、教員の資質能力を高める研修・研究の充実
 - ・ 運営審議会の継続実施
- (10) 幼稚園教育の充実
 - ・ 将来を見据えた指導計画や研修計画の策定や園への指導・助言を行うために幼稚園指導主事を学校教育課に配置
 - ・ 幼稚園における学校給食の推進

第3 社会教育

1 目的

地域社会全体で子どもを守り育むことや地域の教育力を高め地域力の再生を図ることを基本目標に、社会教育団体の組織の活性化による社会教育活動の充実、青少年の健全育成の推進、家庭教育の支援のため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

- (1) 社会教育団体の組織の活性化による社会教育活動の充実
 - ・ 各支所へ派遣された社会教育主事による地域の社会教育団体への支援
 - ・ 社会教育団体（子ども会・婦人会・青年会等）への活動支援
 - ・ 学校・家庭・地域連携事業の推進
 - ・ 放課後子ども教室推進事業の推進
 - ・ 社会教育活動の積極的な広報
- (2) 青少年の健全育成事業の充実
 - ・ 青少年問題に対する基本的な方針・計画の策定
 - ・ 深夜はいかい防止名護市民大会の開催
 - ・ 夜間街頭指導の実施（全県一斉夜間街頭指導、夏祭り夜間街頭指導、桜祭り夜間街頭指導）
 - ・ 自然体験活動に重点を置き、異年齢による集団活動をとおして、自主性及び協調性を培うリーダー育成事業の推進
 - ・ より充実した成人式の開催
- (3) 家庭教育支援事業の充実
 - ・ 学力向上対策の一環として、基本的な生活習慣を形成するため、「早ね、早起き、朝ごはん」運動や630運動の推進
 - ・ 子育て支援事業として、子どもの居場所を提供する「子どもの家」事業の推進
- (4) 生涯学習推進事業の充実
 - ・ 生涯学習関連機関・施設のネットワークの強化

第4 文化行政

1 目的

文化の担い手は常に市民である。その一人ひとりが主体的に生きいきと活動することにより豊かな文化の創造につながり、その活動を支援することが行政の役割である。

身近な自然を保護し、先人が育んできた歴史・文化を市史にまとめ、平和を願い、次世代の担い手とともに継承・活用する施策を推進し、その環境づくりに努めるため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 文化財の保全・活用

- ・ 市内遺跡詳細分布調査事業における調査報告書の作成及び名護グスク詳細地形測量調査の継続実施
- ・ 史跡等及び埋蔵文化財公開活用整備事業の充実を図り、考古資料を活用した教育普及活動や展示・公開スペースの整備の充実
- ・ ひんぷんガジュマルの土壌改良及び観測業務の実施
- ・ 重要文化財「津嘉山酒造所施設」保存修理事業の推進
- ・ 「名護の嘉陽層褶曲」国指定天然記念物への指定実施
- ・ 文化財指定普及事業の実施

(2) 市史編さん事業の推進

- ・ 「語りつぐ戦争 第4集」「出稼ぎと移民ブックレット」(教育普及版)の刊行
- ・ 「戦争編」「戦後生活史編」「自然と人編」「文献史料集」の編さん
- ・ 将来に亘って市史編さんの成果を有効活用できるような資料の収集整理

(3) 教育普及活動の推進

- ・ 「戦争編」と連携し、平和学習「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦」の企画
- ・ 市史編さんの成果について市史セミナーでの報告
- ・ 民話紙芝居の製作や字誌編さんへの支援

第5 中央公民館

1 目的

中央公民館は、市民に身近な社会教育施設として、「集い」「学び」「つながり」機能をさらに充実させ、生涯学習機会の提供や家庭教育の充実、地域公民館との連携事業を通して、「地域力」の再生を目指し、地域社会や市民ニーズに対応した公民館機能の充実を図るため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 生涯学習機会の充実

- ・ 専門的技能をもった地域の人材を活用し、子どもや親が体験的に学ぶ場として、「子ども・親子講座」の実施
 - ・ 社会の変化に対応した課題として、市民とともに学習や体験する機会を提供するため、「公民館提案講座」の実施
 - ・ サークル団体が、自主的に活動できるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会の提供
 - ・ あらゆる世代にとって身近で、利用しやすい学習拠点としての公民館施設の機能充実を図るため、大規模な修繕整備を行い、安全で快適な学習環境の場を提供する。
- (2) 家庭教育の充実
- ・ 子育てについての課題や悩みを解消するため、「課題別子育て講座」を親学として位置付け、地域や学校等と連携して実施
 - ・ 子育て情報を子育て応援メールマガジン（毎月）で配信
- (3) 地域公民館との連携
- ・ 名護市公民館連絡協議会と連携し、公民館活動を支える人材を育成するため、公民館職員等研修会を実施
 - ・ 「地域力」の再生に資するため、地域公民館や地域に配置されている社会教育主事と協働で、地域に出向き「地域移動講座」を実施
- (4) 地域公民館（コミュニティ施設）の管理・支援の充実
- ・ 各地域公民館から提出される利用状況報告書を基に、状況に応じ適宜、適正な利用について支援

第6 社会体育

1 目的

スポーツを通じて、幸福で豊かな生活を送る機会の確保のために、教育・文化・スポーツのまち再生を図ることを基本目標に、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、社会体育施設の整備充実及び良好な管理運営の推進のため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

- (1) 市民一人一人が気軽に親しむ生涯スポーツの推進
- ・ 多様な生涯スポーツ事業の実施。
 - ・ 市民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、組織の強化に努める。
 - ・ 地域の子どもと成人・高齢者が共に参加し「健康づくりと地域づくり」をめざす総合型スポーツクラブの育成を推進する。
- (2) 市民に夢と希望を与える競技スポーツの推進
- ・ 名護市体育協会をはじめ、学校体育団体、各種競技スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成・強化と指導者の養成・確保に努める。
- (3) 社会体育施設の整備拡充と利用の推進

- ・ 社会体育施設の修繕整備を図る。
- ・ 陸上競技場及び武道練習場等、総合運動公園構想の実現を推進する。

第7 中央図書館

1 目的

市民の需要や社会問題、課題等に目を向け、市民に役立つ開かれた図書館として、図書資料の充実や移動図書館の利用促進に努める。又、中央図書館を拠点として、学校図書館・地域公民館・社会教育関連機関との協力・連携を図り、読書環境の整備を図る中で、児童生徒に読書の楽しさを伝え、市民ボランティアに学ぶ機会を提供するため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 図書館サービスの充実

- ・ 図書館サービスの基本である貸出を中心に、図書資料・情報収集を積極的に行い貸出冊数の増を図っていく。登録、返却、レファレンス（読書案内）、リクエスト、予約サービスの案内を充実する。
- ・ 図書資料の有効的活用を考慮し、学校図書館や地域公民館、企業等への団体貸出の促進
- ・ 読書による人づくりまちづくりの取り組みとして「ボランティアや職員によるお話会」、地域住民と協働で行う、我が家の「座右の絵本（本）」の紹介等を行い、読書の楽しさ、絵本を作る楽しさを伝える。
- ・ 子ども司書認定講座を実施し、図書館の役割等を知る中で図書館を身近に感じ本と触れる楽しさを伝える。

(2) 移動図書館（がじまる号）の利用促進

- ・ 本館を日常的に利用できない地域の小中学校、保育園、地域公民館、企業等を利用者のニーズに合わせて巡回し、市民との対話を図りながら読書習慣活動を推進する。

第8 博物館

1 目的

「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマにした生涯学習の拠点として、博物館が持つ4つの機能（①展示、②資料収集・保管、③教育普及活動、④調査研究）を十分に活かし、学校や地域との連携を深めた活動を行うとともに、新博物館建設を推進するため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 博物館活動の推進

- ・ 「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマとした企画展の開催
- ・ ぶりでい子ども博物館の実施

- ・ 「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマにした講演会等の実施
 - ・ 教育機関の実施する博物館を活用した授業への対応の強化
 - ・ 博物館を拠点に活動している市民サークルとの連携の強化
 - ・ 各区を対象にした地域文化資源の調査・記録・収集・活用
- (2) 新博物館建設の推進
- ・ 建設用地の確保に向けた調整
 - ・ 新博物館展示資料の収集・研究・製作

第9 市民会館

1 目的

市民が主役であるという考え方に立ち、これまで培ってきた芸術文化の蓄積を活かし、芸術文化に触れる機会の充実、次代を担う人材の育成、高い専門性を生かした支援など、芸術文化の振興を効果的に推し進めていく。そのため、市民会館を市民、芸術文化団体、アーティストなど様々な出会いが生まれる「交流の場」として、芸術文化に係る多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら、芸術文化の交流を促進するとともに、今後も引き続き子どもへの芸術活動・鑑賞の施策を充実させ、福祉、環境、まちづくりなどの活動と連携し、幅広い領域への波及効果を視野に入れ、芸術文化が持つ創造の力によって「ひと」が輝き、「ひと」が集うまちづくりへと展開していく。

また、質の高い舞台芸術作品への対応や、貸館時の利用者への適切な技術的アドバイス、安全管理についても十分配慮できる知識と経験、危機管理能力を提供し、効率的な施設運営を図る。

2 重点施策

(1) 芸術文化を創造するための環境づくりの推進

- ・ 地域の個性を生かした芸術文化の創造
- ・ 子ども芸術支援事業・アウトリーチ事業に関する学習機会の充実
- ・ 市民参加型事業・交流事業の実施
- ・ 芸術文化を生かしたまちづくりの展開

(2) 市民会館の管理・運営の充実

- ・ 非常時における安全対策や防災対策などに十分に配慮した施設や設備の維持管理
- ・ 貸館の利用者のニーズに応じ、利用者の視点に立った柔軟な施設運営の体制強化

